

平成 19 年 5 月 17 日

金融庁総務企画局市場課金融商品取引法令準備室 御中

社団法人 全国地方銀行協会

〒101-8509
東京都千代田区内神田 3 - 1 - 2

**金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等（4 月 13 日公表）
に対する意見等**

標記について、下記のとおり意見等を提出いたしますので、宜しくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1. 意見・要望

(1) 総論

金融商品取引法制の本格施行に向けては、新たに規定された事項を踏まえ、各金融機関において組織体制の整備、人員の配置、システム構築、帳票類の整備等の作業を行う必要があり、これには相当の時間を要すると考えられることから、施行時期については、実務面での対応を十分配慮のうえ検討願いたい。

(2) 各論

金融商品取引業等に関する内閣府令案等	
該当条項	意見等
第 57 条第 2 項 (特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日) ほか	金融商品取引業者等が一定の日を定める場合には、その日から起算して 1 年以内の日のうち最も遅い日を期限日とする旨が規定されているが、1 年以内の日のうち最も遅い日が休日もしくは祝日である場合は、翌営業日を期限日とすることとしていただきたい。
第 76 条第 2 項 (金融商品取引業	「顧客の判断に影響を及ぼす重要事項」について、「最も大きな文字・数字と著しく異なる大

金融商品取引業等に関する内閣府令案等	
該当条項	意見等
の内容についての の広告等の表示 方法)	きさで表示する」とあるが、広告等において見出し等は大きく表示することが一般的であるため、「見出し以外の本文との比較で著しく異ならない大ききさで表示する」等としていただきたい。
第 84 条 (契約締結前交付 書面の共通記載 事項) 第 101 条 (契約締結時交付 書面の共通記載 事項)	投資信託の買取については「金融商品取引契約」に該当し、解約については該当しないとの理解でよい。その場合、投資信託の買取については、契約時に顧客に対し既に説明している事項を改めて説明する義務が生じることになるが、投資信託の買取に際して説明が必要となる事項は限られるため、説明事項については大幅な省略を可としていただきたい。
第 84 条 (契約締結前交付 書面の共通記載 事項) 第 101 条 (契約締結時交付 書面の共通記載 事項)	公共債の「はね返り玉」の買取は、「金融商品取引契約」に該当するとの理解でよい。その場合、公共債の「はね返り玉」の買取については、説明が必要となる事項（特にリスクや手数料に関する事項の説明）は限られると考えられるため、契約締結前および契約締結時の交付書面の記載事項については大幅な省略を可としていただきたい。

2. 確認事項

金融商品取引業等に関する内閣府令案等	
該当条項	意 見
第 57 条第 1 項 (特定投資家が特 定投資家以外の 顧客とみなされ る 場 合 の 期 限 日)	「金融商品取引業者等が一定の日を定め」とあるが、「一定の日」については、金融商品取引業者等において複数の日を定める（例えば、年の上期と下期で1日ずつ定める）ことも可能と解してよい。
第 59 条 (情報通信の技術 を利用して提供 する方法)	非対面取引（インターネット等）の場合、契約締結前および契約締結時に書面を交付することは実務上困難であるため、画面上に表示することで代替可と考えてよい。
第 75 条 (広告類似行為)	「多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」とは、あくまで勧誘を目的とした情報の提供と解してよい（勧誘を目的としない「情報の提供」（例えば、支店の移転等）は、「広告類似行為」に該当しないことを確認したい）。

金融商品取引業等に関する内閣府令案等	
該当条項	意 見
	また、ラジオ広告については、本規制の対象とはならないことを確認したい（仮に対象となる場合は、登録番号等を音声で伝える必要があるということになるのか）。
第 82 条第 1 項第 2 号 （ 契約締結前交付書面の交付を要しない場合 ）	「金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約と同一の内容の金融商品取引契約について契約締結前交付書面を交付している場合」とあるが、ここでいう「同一の内容」とは、どこまでの同一性を求めているのか（通常、金融商品の価格等は日々変動することから、全く同一の内容の契約というものは想定しにくい）。
第 82 条第 1 項第 3 号 （ 契約締結前交付書面の交付を要しない場合 ）	契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、「当該顧客に対し目論見書（当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合」とあるが、当該目論見書に登録番号のみ記載されていない場合には、目論見書とは別に登録番号を記載した書面を交付することで、契約締結前交付書面の交付は不要になると考えてよいのか。
第 84 条 （ 契約締結前交付書面の共通記載事項 ） および 銀行法施行規則案 第 14 条の 11 の 26 第 1 項第 8 号	契約締結前交付書面には、契約締結前の段階では確定していない事項（例：外貨預金等の利率、単価等）は記載する必要はないと解してよいのか。
第 101 条 （ 契約締結時交付書面の共通記載事項 ） および 銀行法施行規則案 第 14 条の 11 の 27	一部の金融商品においては、契約締結の際、通帳と計算書等のように別々の書面にそれぞれ必要事項を記載する場合があることから、必ずしも 1 つの書面に必要事項を記載する必要はないことを確認したい。
第 115 条 （ 取引残高報告書の記載事項等 ）	現行の「金融機関の証券業務に関する内閣府令」において、公共債については、一定の記載要件を満たした通帳を取引残高報告書に代えることができる旨が規定されているが、今後も引き続き、一定の記載要件を満たした通帳については取引残高報告書として交付できると解してよいのか。

金融商品取引業等に関する内閣府令案等

該当条項	意 見
第 124 条第 1 項第 1 号 (禁止行為)	「顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」とあるが、非対面取引（ＡＴＭ、インターネット等）においては、各顧客に応じた説明をどのようにして行えばよいのか。

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案

該当条項	意 見
第 23 条 (特定投資家の範囲)	特定投資家に移行可能な一般投資家もしくは一般投資家に移行可能な特定投資家である企業や地方公共団体等を、特定投資家として扱うか、あるいは一般投資家として扱うかについては、法人単位で管理すればよいと解してよいか（あるいは、例えば、同一企業の本社と支社とで異なる扱いとすることも法令上想定されているのか）。

以 上